

事前協議報告書

事前協議の結果を報告します。この報告書の記載事項は事実に相違ありません。

事業主住所 _____

氏 名 _____

申請場所(地番)	
事前協議日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
協議場所	美化企画課(西宮市六湛寺町10-3) ☎ 0798-35-3820
協議相手	美化企画課 担当者氏名
協議者	会社名 氏名

添付書類

- ・ ごみ集積設備協議書
 - ・ 付近見取図(1/2500)
 - ・ 土地利用図(敷地の形状、建物の配置、ごみ集積設備の位置と道路との関係などがわかる図面)
 - ・ 敷地面積が分かる求積図
 - ・ ごみ集積設備構造詳細図(平面図・立面図・断面図) 前面道路を記入してください。
- ※ 集合住宅は、各階平面図(部屋数・部屋面積がわかるもの)を添付してください。
- ※ ごみストッカー等を設置する場合は詳細図を添付してください。

提出部数

- ・ 正(原本)2部 [美化企画課1部・事業主1部]

美化企画課長 殿

事業主住所 _____

電話番号 _____

氏 名 _____

ごみ集積設備（ステーション）について

_____町 _____番地に建設予定の住居用建築物
（単身者用 _____戸・ファミリー用 _____戸・戸建て _____戸）の集積設備の設置に
ついては、下記の事項を遵守することを確認しましたので報告します。

記

1. 設置場所 協議結果（ _____ ）

- (1) 敷地内の道路に面した部分に設置する。
 - ア 敷地内設置の場合の基準ですること。
- (2) 敷地内の道路に面した部分にごみストッカーを設置する。
- (3) 既存ステーションを利用する。
 - ア ステーションを利用している全世帯の同意を得ること
 - イ 代表者の同意願書をもらい提出すること
- (4) 敷地の前面道路を利用する。（既存ステーションの利用同意がもらえない場合）
 - ア 隣接地に接する場合は、隣接地の理解を得ること。

2. 敷地内設置の場合

- (1) 敷地内の道路に面した部分に設置すること。
- (2) (1) の道路は、幅員 4 m 以上で、かつ、当該道路とごみ集積場を設置する部分との間に段差がないこと。
- (3) 屋外に直接通じる主要な出入口からごみ集積場までの距離が 50 m 以内にあり、収集車が駐停車可能で、かつ円滑にごみ収集作業を行うことができる位置に配置すること。
- (4) ごみ集積場の間口の両端から外側 2 m の範囲内に、電柱その他の障害物のない位置に配置すること。
- (5) 交差点から 5 m 以上離れた位置に配置すること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。
- (6) 道路の勾配が 12% 以上である場合は、車の出入口等の勾配のない場所に設置すること。
- (7) 位置については、近隣住民とよく協議をし、理解を得るように努めてください。

3. 設備構造

- (1) 規模は、間口 . m・奥行 . m・有効面積 . m²とすること。
- (2) 床は、コンクリート造りとし、かつ、排水柵をごみ集積場の奥に設けること。
- (3) 周囲は、高さが40cm以上のブロック又はコンクリートの壁で囲うこと。
- (4) 屋根及び扉は、設置しないこと。ただし、これらを設置する必要があると市長が認める場合は、別に定める基準によること。
- (5) 給水栓を設ける場合は、ごみ集積場の外側に設けること。
- (6) ごみ集積場に面した道路構造物は、次に定める基準を備えること。
 - ①L型側溝は、縁石の高さを5cm以下にすること。
 - ②U型側溝は、ごみ集積場の床と側溝の天端との間に段差がなく、かつ、ごみ集積場の間口の前面及び当該間口の端から外側各1mの区間に蓋（相当の荷重に耐え得るものに限る。）を設置すること。
 - ③歩道は、ごみ集積場の床との間に段差がないこと。
- (7) 道路に3%以上の勾配がある場合は、道路と接する間口部分の中心から床面をすりつけること。ただし、すりつけ勾配は、10%以内とすること。この場合において、床面の平面部分は、床面積の80%以上とすること。

4. 付近見取図並びにごみ集積場の設備に係る位置図、立面図、断面図及び構造詳細図を添付すること。

5. 完了検査

完成後、美化企画課まで連絡し、完了検査を受けること。

6. ごみ収集依頼手続

- (1) 入居及び入居時期が決まれば、事前（入居予定日の7日前～10日前）に市役所本庁8階美化企画課に来庁し、ごみ収集依頼手続きをすること。
- (2) 入居者にごみ出しルールを説明すること。
- (3) 入居当初の引越しに伴うごみは、自己処理又は市の許可業者処理とし、集積場には出さないようにすること。
- (4) 事務所・店舗等のごみは、自己処理又は市の許可業者処理とし、集積場には出さないようにすること。

7. 集積設備の維持管理

利用者又は建物占有者（管理者）で行うこと。

8. その他

上記以外の事項が生じたときは、美化企画課と協議すること。

以 上

協議者連絡先

会 社 名 _____

電 話 _____

担 当 者 _____